

民法改正しなかったことに抗議する声明

本日、衆議院が解散されました。

2009年の政権交代で民法改正が実現するものと、当事者や女性団体などが期待していただけに、実現できなかったことは残念でなりません。

政権交代後、立法府での法改正に向けた動きがないために、司法に訴えざるを得ない当事者も出てきました。2011年2月には夫婦別姓訴訟が、2012年4月には旧姓使用権訴訟が、それぞれ提起されました。

国連の各種人権機関は、日本政府に対し民法の差別規定を改めるよう繰り返し勧告しています。特に、女性差別撤廃委員会は再三の勧告に従わない日本政府に対し、2009年に民法改正をフォローアップ対象とし、早急な対応を求めました。

婚外子相続差別裁判では、高裁レベルで度々違憲判断されています。大阪高裁は2011年8月、「区別を放置することは立法府の裁量判断の限界を超えている」と厳しく指摘しました。

しかし、民法改正を求める当事者の切実な声も、差別撤廃の立ち遅れを指摘する国連や司法の声も、立法府にいる国会議員は踏みにじりました。

責任の多くは、野党時代に法案を提出し続け、公約に掲げておきながら実現しなかった民主党にあります。その主な要因は、民法改正やジェンダー平等に否定的な議員の存在です。選挙公約を国民にアピールする一方で、議員には徹底されず、結果的に公約実現の障害となりました。

民主党とともに議員立法案を提出してきた野党も、政権交代後、国会質疑では政府に民法改正を求め、市民に議員立法案提出を行うと約束しながら、政府への働きかけや、議員立法案の提出に向けた努力を怠りました。

私たちは立法府に失意と怒りを覚えます。

民主党政権となって以降、選択的夫婦別姓を否定する勢力が活発化しています。

民法改正に反対し、ジェンダーバッシングを行う勢力が国会議員の多数を占めることになれば、民法改正に限らず、人権が蔑にされるのではないかと、強い危機感を感じています。同時に、このような動きに抗する強い意志を表明する必要があると考えます。

来る衆議院総選挙で、民法改正に賛成の議員が多数を占め、早期に実現できるよう一人一人のみなさんに行動を呼びかけます。

2012年11月16日